

大阪府立高槻南高校廃校処分取消・損害賠償事件 大阪地方裁判所判決を批判する

高槻南高校事件弁護団

第1．大阪府立高槻南高校廃校処分取消・損害賠償訴訟の意義

原告高槻南高校在校生と卒業生ら、未成年者らが裁判に訴えてまでその主張を貫徹しようとしたのは、愛する高槻南高校が廃校・消滅させられることに耐え難い心の痛みと、理不尽な大人社会の手によってその願いが踏みにじられることへの怒りと批判である。この裁判の出発点はここにあった。

しかも生徒たちは（その父・母も、先生たちも）、自分たちが今通っている学校が廃校とされることを新聞やテレビの報道によってはじめて知らされ、驚きと怒りが澎湃として噴出した。理由を教育委員会に問いただそうにも、廃校にしないで下さいと訴えようにも、校長に聞けとのみ答えて、まともに説明もしない教育委員会に対し、彼らは街頭に出て市民に訴え、僅か3カ月で、高槻市周辺で経験しなかった16万筆の廃校処分に反対する署名を集約している。

教育委員会自身が、受験準備教育に偏しないバランスの取れた部活動等の旺盛な学校と評価し、現に中途退学者数は1名、0.1%（平成12年度）と府立高校の中では最も少ない優れた学校である。「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっとうび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成」を期するべく、生徒・教師・父母が心かよわせてきた教育活動が無残にも破壊されようとしたのである。

実質的にも手続的にも「子どもの最善の利益が主として考慮」されないこの廃校処分は子どもの権利条約3条に反し、子どもの「自由に自己の意見を表面する権利」を定めた12条にも反していることは明らかである。

とくに大阪府の財政事情から府立高校20校を廃止する動きのなかで進められ、公教育の著しい後退がもたらされるだろうことは由々しい事態といわなければならない。

この裁判は生徒たちが意見を表明し、自我を確立し、自覚された権利のための闘争であると評価されよう。

我々弁護団はこの点を前面に押し出し、裁判の進行のさせ方においても子どもを主人公にした展開を企図した。子どもたちは立派にその役割を果たしてくれた。

第2．大阪府教育改革プログラムを全面承認した不当判決

本件廃校処分は大阪府教育改革プログラムの実施として強行された。

本件判決の特徴のひとつは、教育改革プログラムの適法性や特色ある学校づくりのもつ問題点についてまったく考察を深めた形跡がないことである。もちろん、本件が大阪府の進めた教育改革プログラムという文教政策を問うものであったために、判決も地方公共団体がその教育に関する権限に基づいて樹立、実施する教育政策は、教育基本法および学校教育法 41 条、42 条の趣旨に沿ったものでなければならないし、高等学校に学ぶ生徒の利益の擁護とその成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるものでなければならないとの一般論はのべている。

しかし、大阪府教育改革プログラムの策定過程やその背景として中央教育審議会答申があったことについては、表面的にその経過を府教委の説明をすべて引用して述べるのみである。原告側としては、中央教育審議会答申が進めてきた人づくり政策とその結果生まれた高校格差の存在、しかも高校間格差を制度的に固定する方向で打ち出された「特色ある学校づくり」の問題点を指摘した。また 90% にのぼる高校進学率の高まりは、高校進学者全員に高等学校の過程を習得させる方向こそ国民の教育に対する要求であり、現代国家にふさわしい教育水準であることを主張していたが、このような教育思想を検討した形跡すらなかった。

大阪府教育改革プログラムの打ち出した「特色ある学校づくり」の方針自体について本件判決は、社会の変化、高進学率の下での生徒の多様化などに対応する形で国が中央教育審議会の答申などを踏まえて高等学校学習指導要領の改訂等により具体化した教育政策に沿うものであって、その内容が教育基本法の理念や学校教育法（41、42 条）の趣旨等に反する不合理なものであるということとはできないと全面的に肯定した。肯定したというより、中央教育審議会の答申でも言っていることであるから教育基本法・学校教育法に反しないという国の政策の無批判な承認をしたというべきである。

原告側は、学校教育法 41、42 条に示された高校教育とりわけ普通科高校の果たすべき役割に照らして、特色ある学校づくりという名の下で、ある学校の生徒には高校の教科課程の一部しか提供しない制度が許されるのかという問い掛けをしたのであるが、この問いかけ自体が無視された。無視されたというより、そのような疑問自体が届かなかったというのが実感である。

戦後教育問題をあつかう大事件では、国家の教育権か国民の教育権か、学習指導要領の法的拘束力の有無、教科書検定の合憲性など重要な論議がぶつかりあい、家永訴訟や旭川学力テスト判決などのように裁判所が真摯に教育法学上

の難問に判断をくだした時期があったが、今の裁判所にはそのような問題を検討する気もないのであろうか。府教委の準備書面のデータを使ったのではないかと思われるような本件判決を読むと問題を深く考察しない「薄い司法」を感じるのである。

第3 高槻南高校がなぜ廃校になるのかー判決は原告の不合理性の指摘を排除

原告らは、被告の主張する対象校選定基準は、先に別の基準で決定された対象校を、後から合理化するために取って付けたものだということを具体的な事実を挙げて主張した。例えば、「特色ある学校づくりの実績」があるとして選定しているにもかかわらず、決定後に「特色ある学校づくりの実績」を作らせるという作業をしていることを暴露する教育委員会作成の書面を提出して立証した。同様の書面では、府教委自身が、自らの説明を「嘘の匂いがつき纏う」と評していた。

他方、統廃合の対象校となった高校を1校1校検討し、その中退者数が、各学区で上位に来ることも明らかにし、実際には、府教委が、建前の基準などそっちのけで、ほとんどの対象校を中退者数が多い等の困難校から選んでいることもわかった。

それでは、何故、困難校ではない高槻南高校が廃校の対象となったのか。この点では、本来大阪府第2学区では、島上高校と芥川高校が統合整備の対象となっていたにもかかわらず、一府会議員の横やりで、対象校の発表の直前に対象校が芥川高校から高槻南高校に変更されたことを主張立証した。その時期、府教委の役人がその府会議員事務所や自宅を数回訪れ、急遽、高槻南についての調査が開始されているのである。

このような一政治家の思惑で、恣意的に高槻南高校を廃校させてはならないというのが原告らの主張であった。

この論点は、事実認定のみの争いであったが、判決は、原告らの主張については、「原告らの主張事実を認めるに足りる証拠はない」「原告らの主張は、単なる憶測の域を出ず」と切り捨て、被告自ら「嘘の匂いがつき纏う」と自覚していた選定の理由を、「その内容が事実の基礎を欠くなど評価として不合理であることをうかがわせるに足りる証拠はない」として、原告ら主張の事実を全面的に排除した。

第4 . 子どもたちの教育権・意見表明権の侵害を認めず

原告らは、まず本件廃校処分は、原告ら子どもたちが自己の能力を全面発達させる学習権を有し、国家及び自治体はこれを保障する義務があるところ、こ

れを著しく侵害するものであり、又、子どもに関わる大事であるにもかかわらず、全く意見表明の機会を奪われ、廃校反対の意思を表現する行為を妨害・抑圧されたもので、国連子どもの権利条約第12条（意見表明権）に違反するものであるとの主張をなし、廃校処分は取り消されるべきであり、原告ら子どもたちの蒙った損害を大阪府は賠償するべきであるとの請求をした。

即ち、原告ら子どもたちは、在校する高槻南高校で、自己の持つ能力を全面開花させ、大阪府も認めるとおりの優良校であるのに、このことを廃校処分の考慮事項とせず、新入生を年々入れず、教員数、生徒数を減少させついに廃校にすることで、子どもたちの教科学習・クラブ活動・諸行事を衰退させることは、日本国憲法・教育基本法・国連子どもの権利条約に定める教育権の著しい侵害であるとの具体的な主張をなした。

又、意見表明権は国連子どもの権利委員会から日本政府は二度も「一般的指針ではなく、行政決定において子どもの意見を尊重しなければならない」との勧告を受けていることを強調した。

しかし、判決は「平成15年以降在校する子ども（2・3年生のみ）は、学科教育に止まらず、クラブ活動・学校行事等の場面で、少なからぬ不利益を蒙っている。」と認めながら、「種々の手当をしているので格別の支障が生じている様子は証拠上うかがわれぬ。」と具体的な証言及び校内ビデオから証明十分の権利侵害の事実を否定した。また、判決は「子どもの権利条約第12条は、個別の施策の決定の場面において生徒らの意見表明等の手続的権利を具体的権利として保障したのではない。」と政府見解丸写しの文言で原告らの権利を切り捨てた。

第5．結論

子どもの権利裁判として歴史的な闘いとなった高槻南高校廃校処分取消・損害賠償請求事件は残念ながら上記の通り大きな問題点を含む敗訴判決となった。「今を生きる子どもたち」という特殊性があることから控訴は断念した。しかし、子ども代表の多久和さんの決意表明にあるように「子どもの権利裁判の灯」は消えることがない。

（2004年11月25日）